



# 輸入食品の安全性確保の取組み

～平成26年度輸入食品監視指導計画（案）について～

食安全部輸入食品安全対策室

1



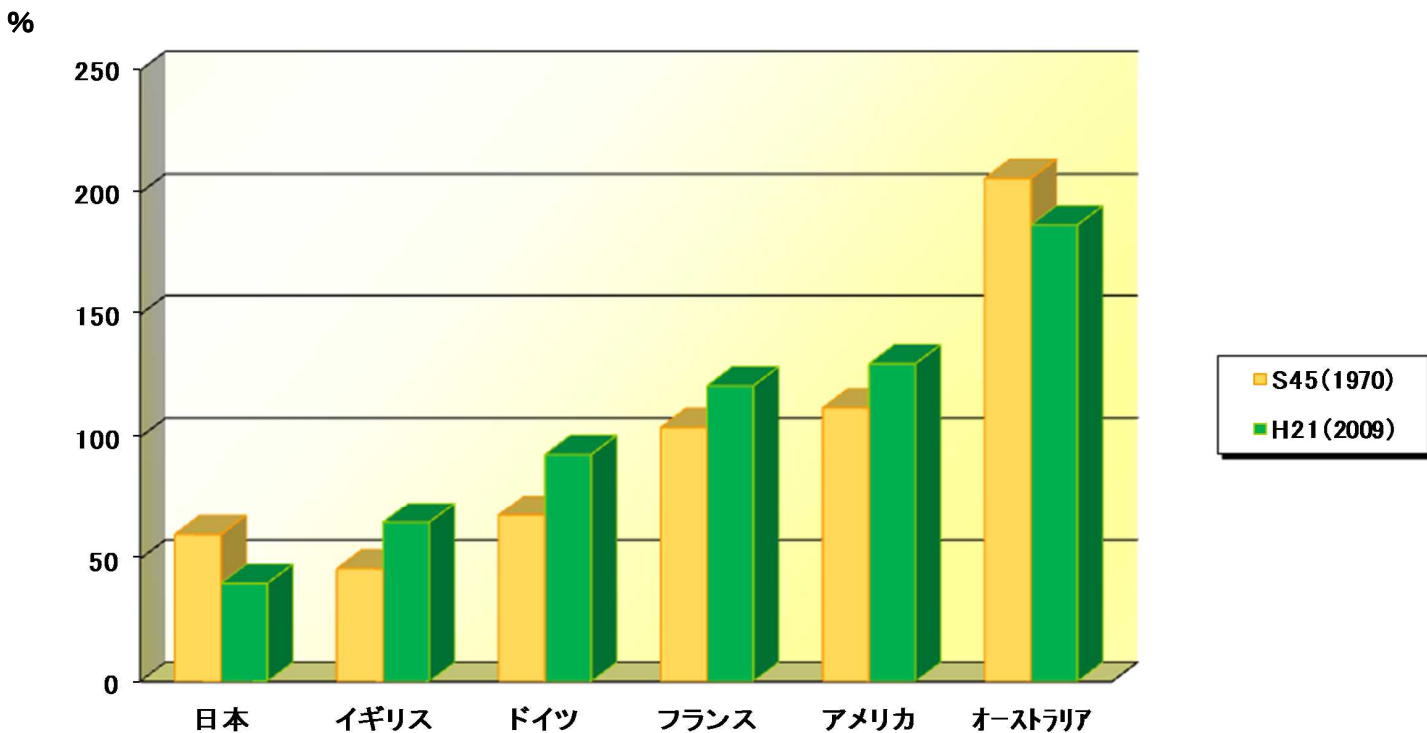
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 1. 輸入食品の現状

2

# 主要先進国のカロリーベース総合食料自給率\*

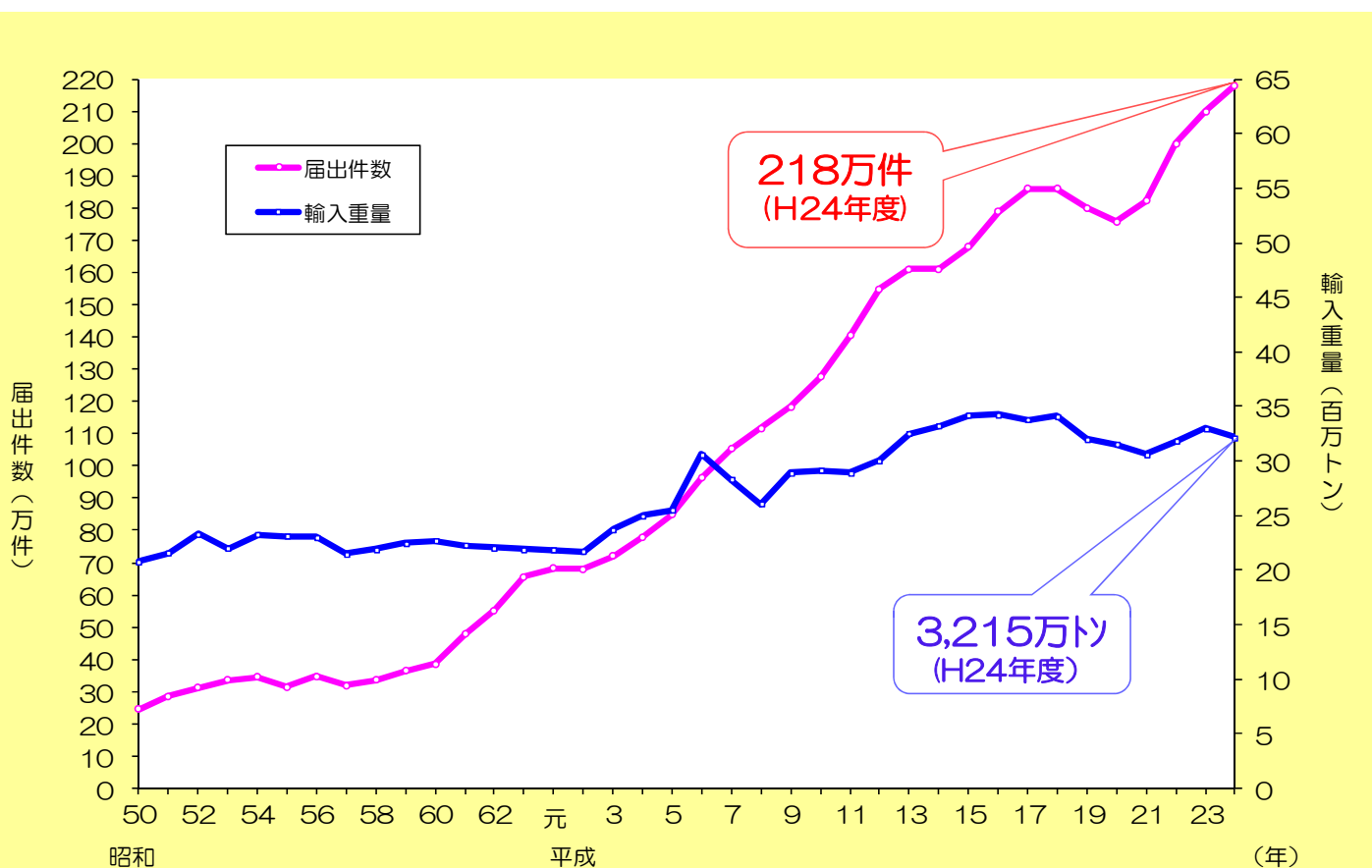


\* 1人1日当たり国産供給熱量／1日1人当たり供給熱量

(畜産物には、畜種ごとの飼料自給率がかけられて計算されている。)

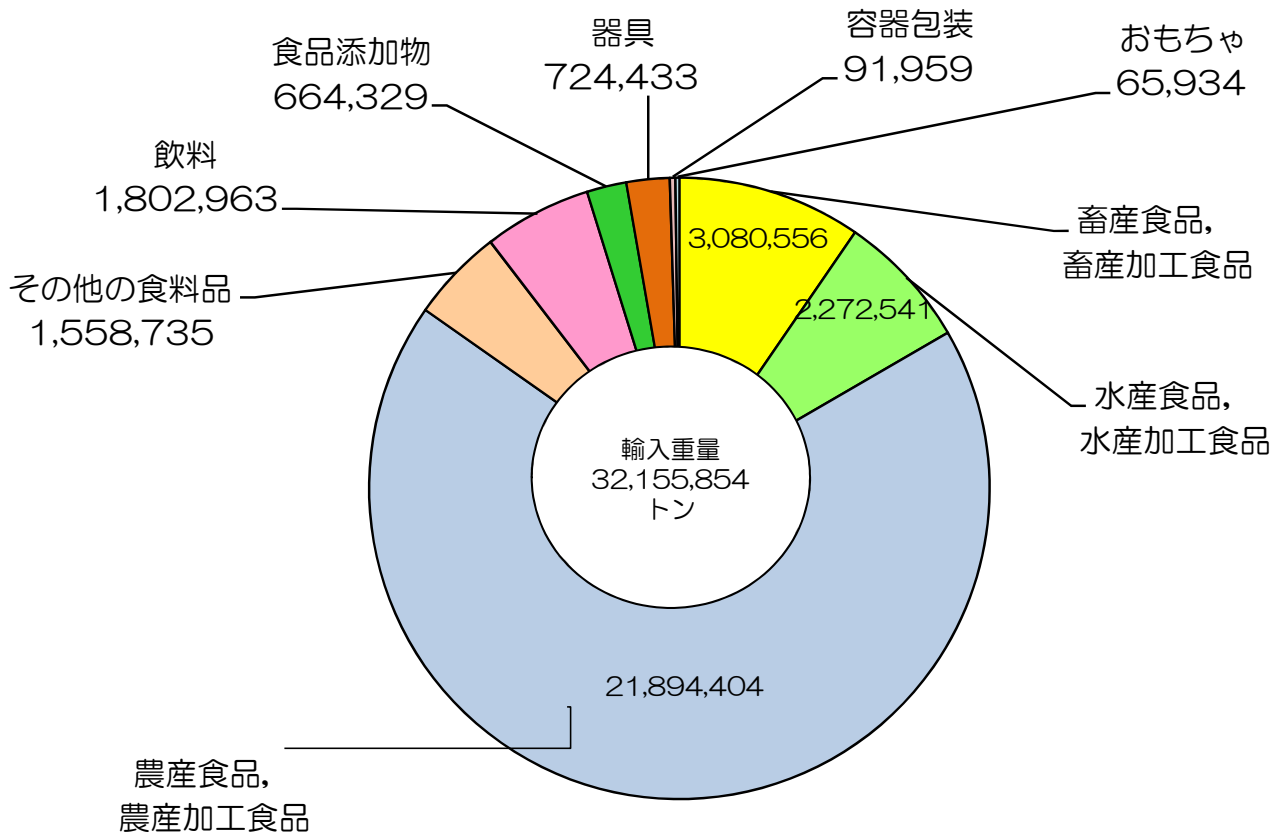
農林水産省「食糧受給表」より

## 食品等の輸入届出件数・重量推移



\*昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

# 食品等の輸入の状況（平成24年度）



※その他の食料品：調味料、菓子、健康食品など 5

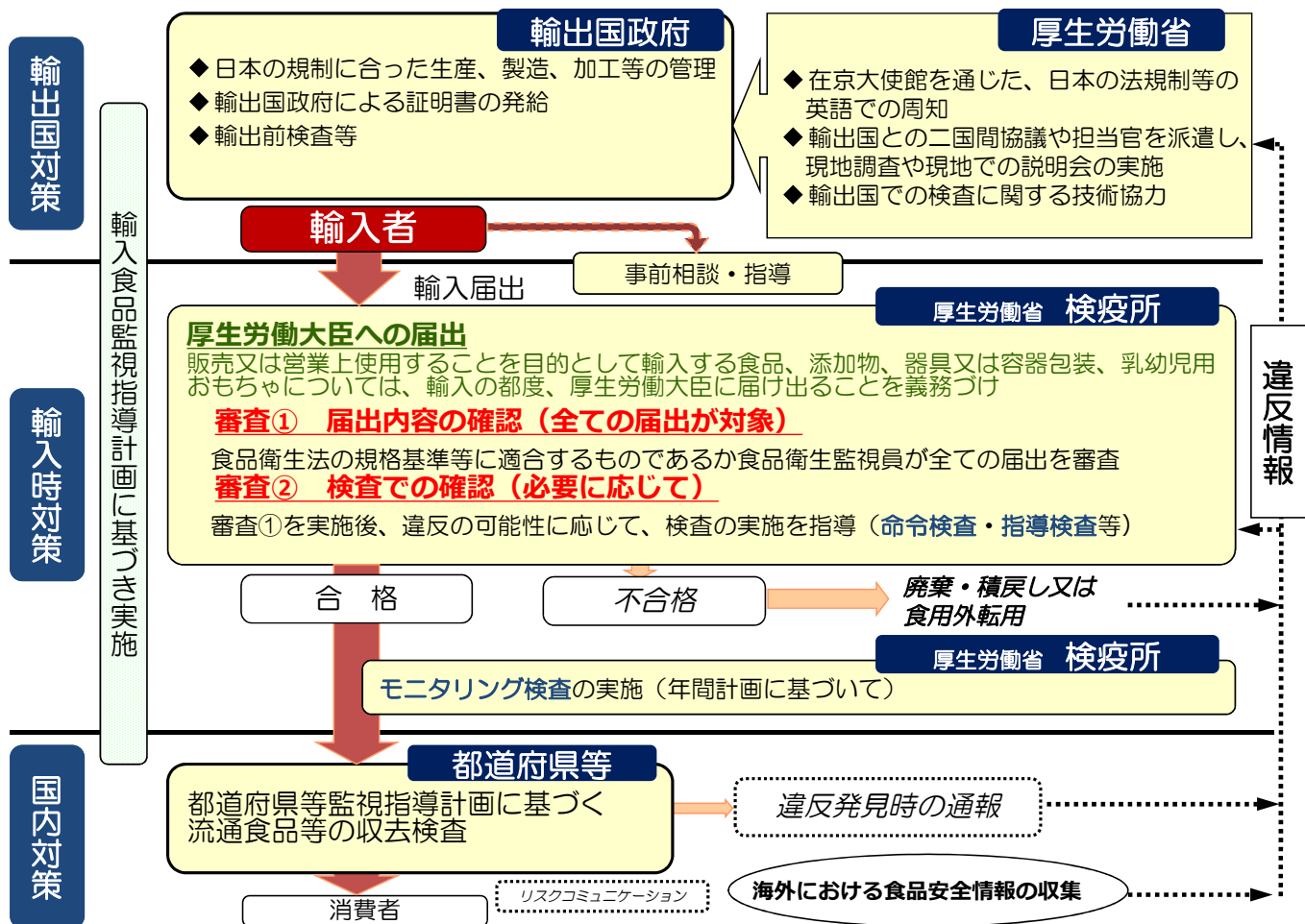


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 2. 輸出国対策

# 監視体制の概要



7

## 輸出国における衛生対策の推進

### ❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ◆ 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

### ❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ◆ 計画的に主要な輸出国における衛生対策に関する情報収集及び現地調査の実施

### ❖ 輸出国への技術協力

- ◆ 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力を行う。

8

## 輸出国調査の実施概要（スペイン）

スペイン	
調査対象	スペインにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	一般食品法規制（Regulation (EC) No.178/2002） 一般食品衛生規則（Regulation (EC) No.852/2004） 動物起源食品特別衛生規則（Regulation (EC) No.853/2004） 動物起源食品特別公的統率規則（Regulation (EC) No.854/2004） 公的統制規則（Regulation (EC) No.882/2004）
調査対象	農林食料環境省国境管理副総局 保健社会対策省外国衛生副局
概要	<p>スペインにおける食肉製品の衛生規制について調査を行った。</p> <p>また、対日輸出食肉食品について、スペイン政府が実施している、我が国の規格・基準についての情報把握と関係者への周知方法、及び、地方政府による農場での動物用医薬品の管理を含む原料生産から加工製造工程までの監視状況、衛生証明書の発給手続きについて調査を行った。</p>

9

## 輸出国調査の実施概要（オーストラリア）

オーストラリア	
調査対象	オーストラリアにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	食品安全基準（Food Standard Code） 輸入食品管理法1992（Imported Food Control Act 1992） 輸出管理法1982（Export Control Act 1982）
調査対象	連邦農林水産省（DAFF） 豪州・ニュージーランド食品安全局（FSANZ） タスマニア州政府
概要	<p>オーストラリアにおける食品衛生規制及び対日輸出食品の衛生管理体制についてオーストラリア政府担当部門及びオーストラリア・ニュージーランド食品安全局担当者より食品衛生規制等の説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>また、対日輸出に係る穀類の残留農薬管理や貝類の貝毒の生産管理についての現地調査を行った。併せて、藻類等検査機関の視察を行い、試験手順等の確認を行った。</p>

10

## 輸出国における調査・協議（平成24年度抜粋）

対象国	品目	調査目的・協議内容	実施時期
タイ	ベビーコーン	病原微生物（赤痢菌）対策に係る農場及び加工場の現地調査	平成24年11月
カナダ	牛肉	BSE対策に係る登録輸出企業の現地調査	平成24年12月
米国	牛肉	BSE対策に係る登録輸出企業の現地調査	平成24年12月
豪州	二枚貝	麻痺性貝毒対策に係る生産海域の調査及び検査機関の視察	平成25年2月

11

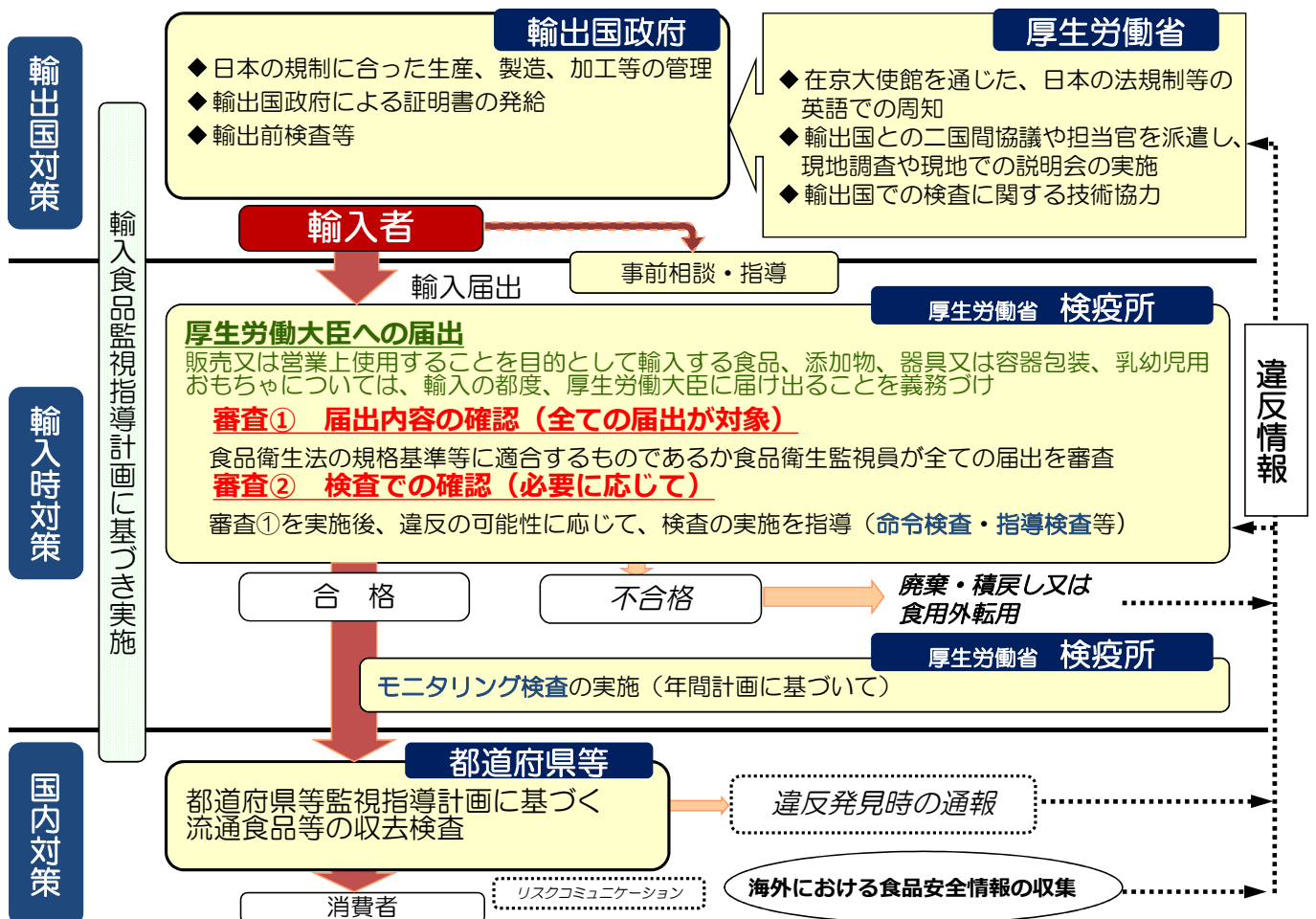
## 海外からの問題発生情報等に基づく対応（平成24年度抜粋）

対象国	品目	内容	対応
韓国	二枚貝	ノロウイルス汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を行った。
チェコ共和国	酒清飲料	メタノール混入のおそれ	自主検査を指導する措置を講じた。
米国	生鮮ピーナッツ、ピーナッツ加工品、アーモンド加工品、カシューナッツ加工品及びタヒニ(練りごま)	サルモネラ汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を行った。

12

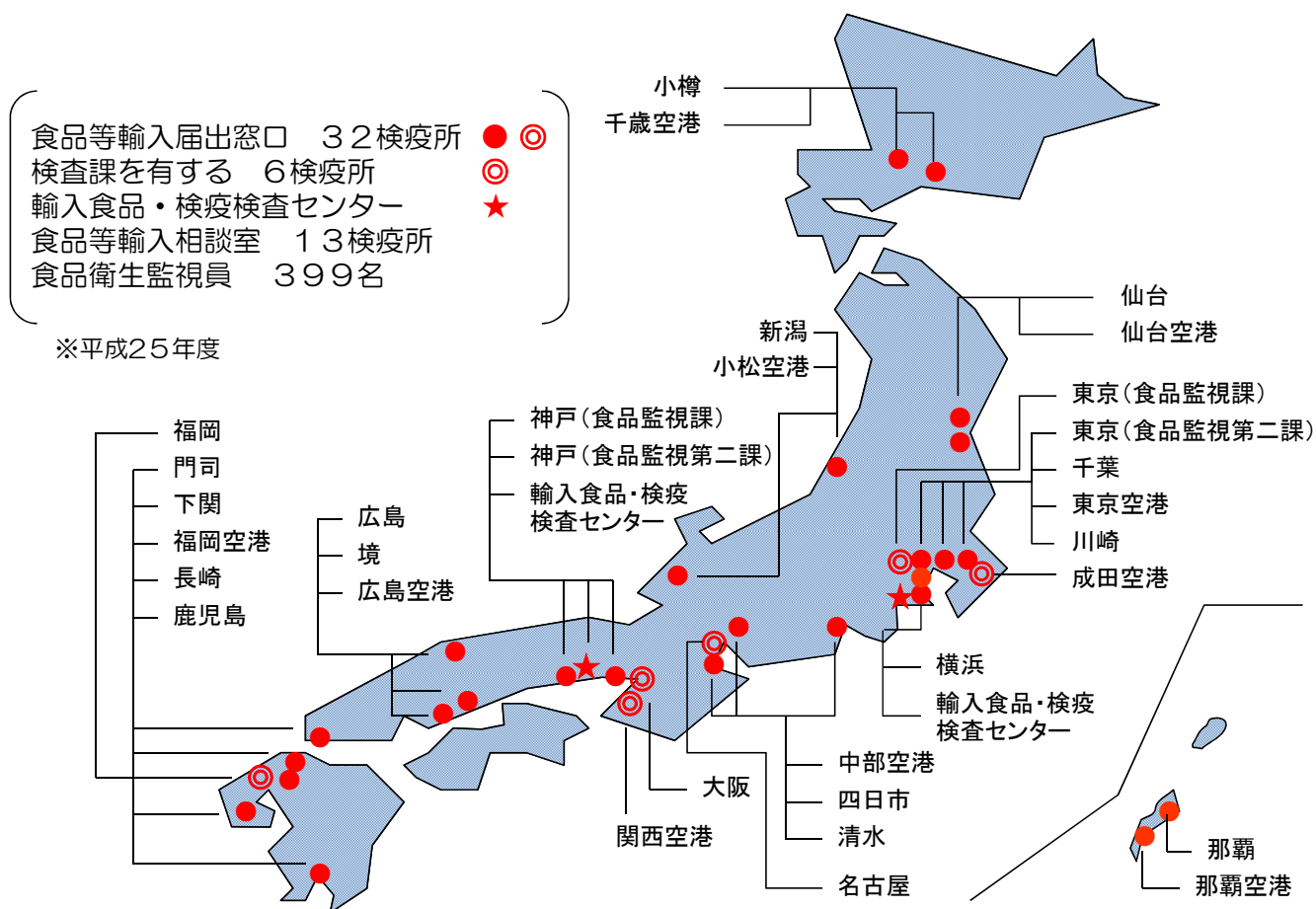
## 3. 輸入時対策

### 監視体制の概要

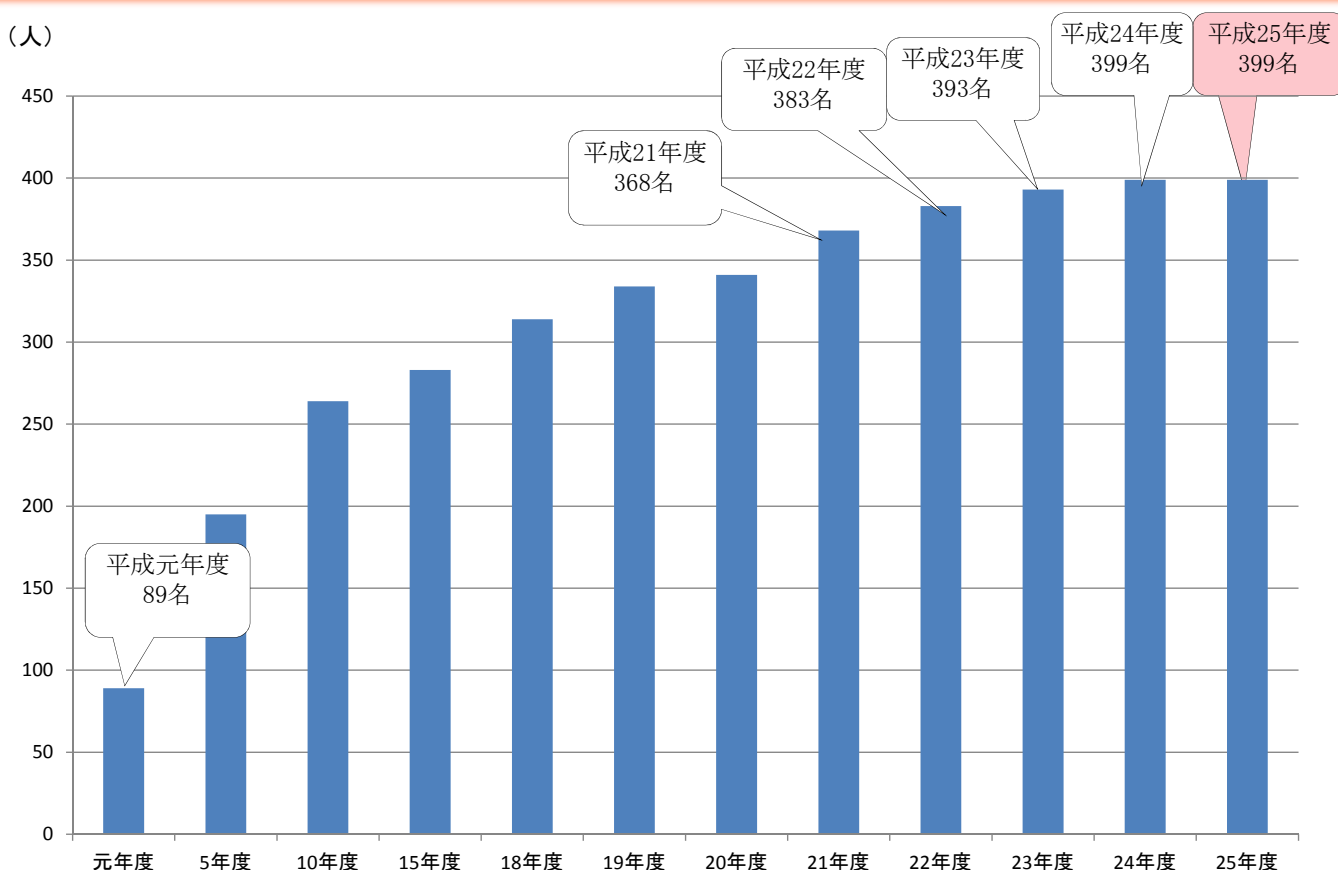




# 食品等輸入届出窓口配置状況

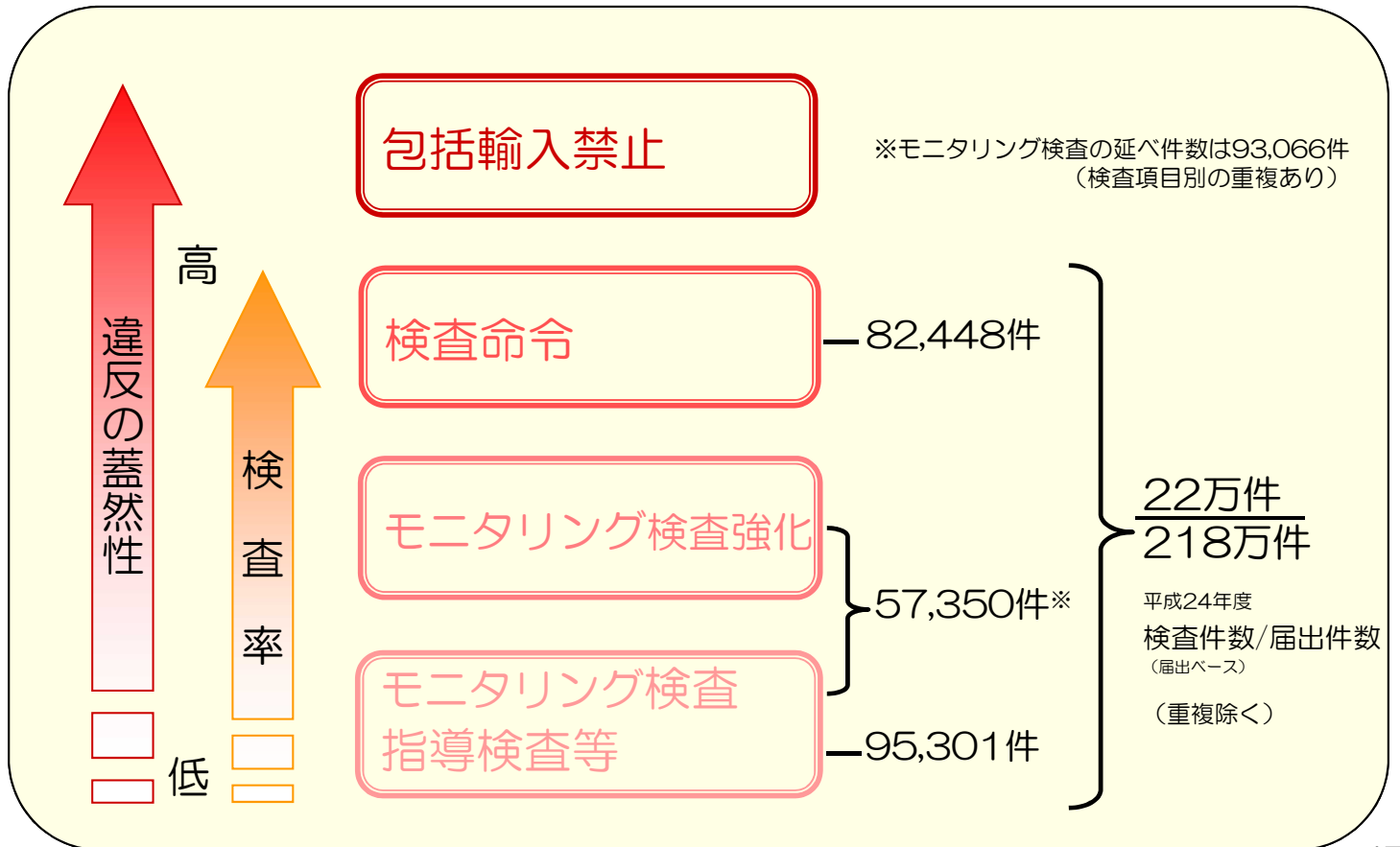


# 検査所の食品衛生監視員年度推移

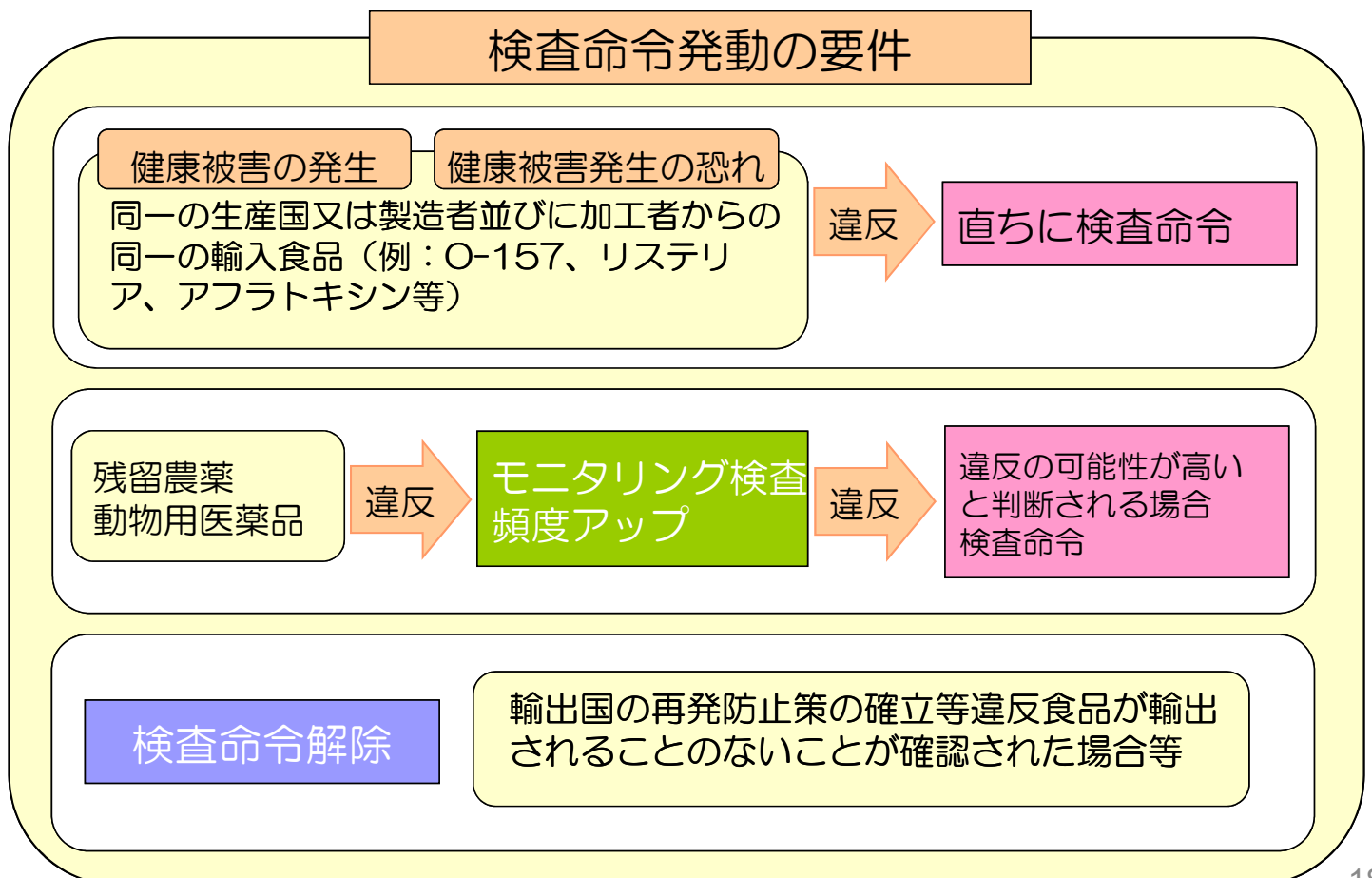




# 輸入時の検査体制の概要



# 厚生労働大臣による検査命令



# 国別検査命令対象品目（平成25年4月現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (17品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見されたものに限る。
	ずじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)	シアン化合物	
中国 (25品目)	鱈及びその加工品	マラカイトグリーン	
	えび及びその加工品	クロルテトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	生食用ウニ	腸炎ピブリオ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。
	えだまめ及びその加工品	ジフェノコナゾール	
韓国 (11品目)	にんじん及びその加工品	トリアジメノール	
	しじみ及びその加工品 (切り身、むき身に限る)	エンドスルファン	
タイ (11品目)	青とうがらし及びその加工品	シメコナゾール	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。
	バナナ及びその加工品	シペルメトリン	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮バナナを除く。
タイ (11品目)	おくら及びその加工品	EPN	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮おくらを除く。

全輸出国17品目及び25カ国・1地域の79品目（平成25年4月現在）

検査命令品目一覧 [http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/2013/dl/01\\_b.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/2013/dl/01_b.pdf)

19

## 平成24年度輸入食品監視指導計画監視結果

### ❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,181,495件
- ◆ 検査件数 223,380件（検査率10.2%）  
（検査命令 82,448 件、モニタリング検査 57,350 件、指導検査等95,301 件）
- ◆ 違反件数 1,053件（届出件数の0.05%）

### ❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数89,959件に対し、実施率約103%

### ❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 30カ国・1地域の74品目

### ❖ 検査命令移行品目

- ◆ 15カ国・1地域の26品目

### ❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国17品目及び25カ国・1地域の79品目（平成25年3月31日現在）

20

# 主な食品衛生法違反内容（平成24年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	311	27.7	とうもろこし、落花生、アーモンド、乾燥イチジク、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし、ナツメグ、くるみ、ケツメイシ、花椒等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品等からのリステリア菌検出、 <i>Kudoa septempunctata</i> の検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生
9	病肉等の販売等の制限	8	0.7	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	72	6.4	β-アポー-8' -カロテナル、TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、サイクラミン酸、アソルビン、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩、メタノール、ヨウ化カリウム、ホウ酸の指定外添加物の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	667	59.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	57	5.1	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	7	0.6	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		1,122（延数） 1,053（違反届出件数）		

21

## 輸入者の営業の禁停止処分

### ❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

### ❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合**、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

（指導実績）

平成21年度：35社、平成22年度：42社、平成23年度：36社、平成24年度：34社



## 4. 平成26年度輸入食品監視指導計画（案）における変更点

23

### 平成26年度輸入食品監視指導計画（案）の主な変更点

- ◆ モニタリング検査計画数  
（168食品群について約94,000件（前年比300件増））
- ◆ 病原微生物に係るモニタリング検査の確実な実施
- ◆ 経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報収集及び輸入動向に応じた監視体制の整備
- ◆ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保
- ◆ 残留農薬に係る検査の見直し
- ◆ 加工食品に安全性未審査遺伝子組み換え作物が使用されていた事案を踏まえ輸入者等食品事業者に対する自主的な安全管理の推進の徹底

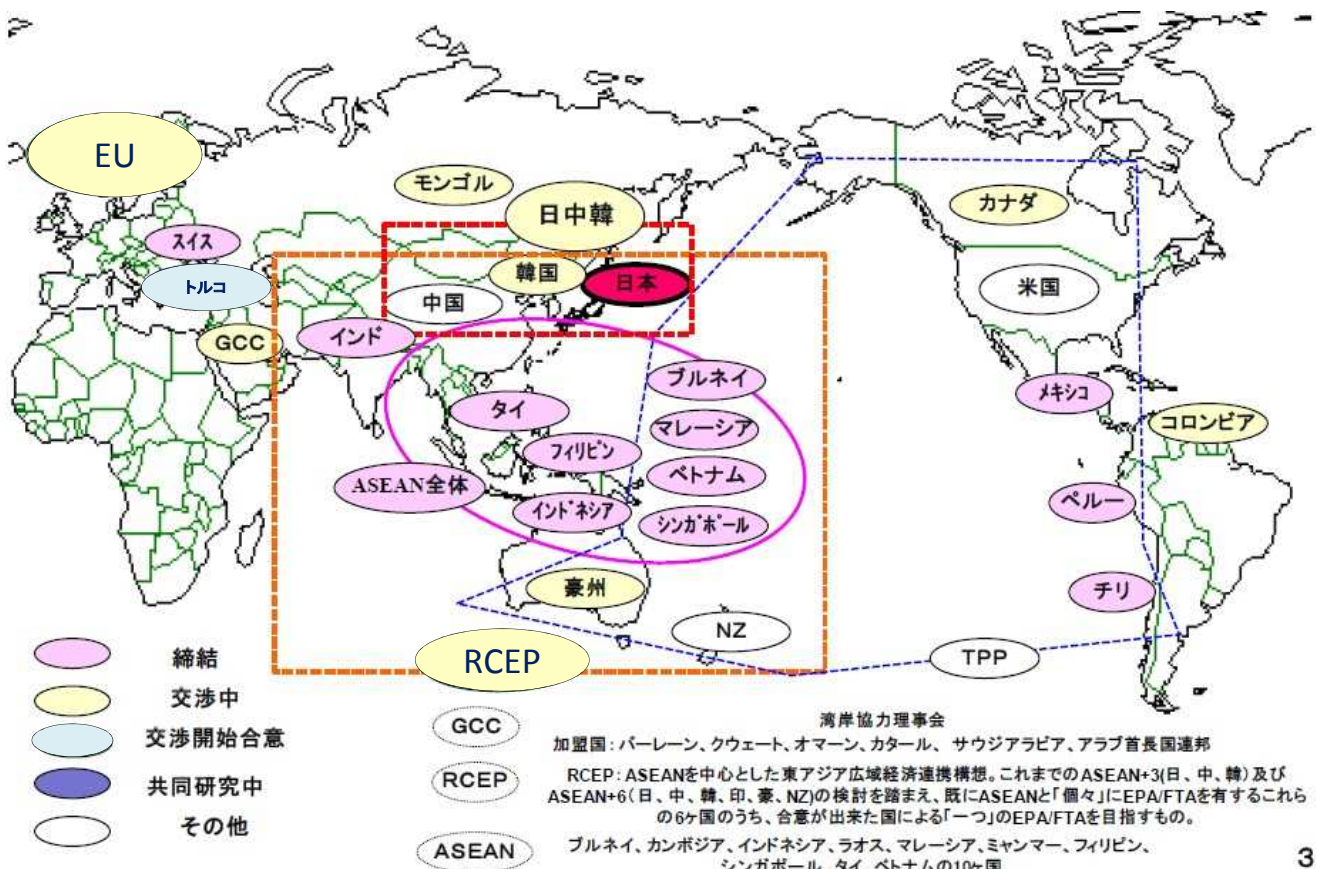
24

# 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例 (病原微生物)

原因	対象国	対象食品及び内容
サルモネラ菌	米国	ローストピーナッツ、ピーナッツバター、ピーナッツペースト、アーモンドバター、カシューバター及びタヒニ（練りゴマ）
	韓国	ガラクトオリゴ糖
	トルコ	タヒニ（練りごま）及びその加工品
腸管出血性大腸菌O157	オーストラリア	牛肉（内臓含む。）
	カナダ	
腸管出血性大腸菌O103	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ
リステリア菌	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ
	米国	
	デンマーク	
ノロウィルス	韓国	二枚貝

25

## 経済連携協定やTPPの対応状況



3

26



# BSE発生国後の対応状況について

国名	対応状況	平成17年度	～	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
アメリカ	輸入再開済み	★					
カナダ	輸入再開済み	★					
フランス	輸入再開済み			▲	● ★		
オランダ	輸入再開済み			▲	● ★		
アイルランド	輸入再開済み					▲ ● ★	
ポーランド	諮問中					▲	
ブラジル	諮問中					▲	

★: 輸入再開

●: 食品安全委員会の評価終了

▲: 食品安全委員会へ諮問

27

## タイ産安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ

### ◆ 経緯

平成25年7月、国立医薬品食品衛生研究所が、タイ産パパイヤ加工製品（乾燥パパイヤ）を国内で購入し、調査を行ったところ、安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤであることが判明。

### ◆ 対応状況

- 判明後、モニタリング検査強化
- モニタリング検査結果、複数の違反が確認されたことから輸入の都度、パパイヤ加工品（パパイヤが分別可能なものに限る。）に対し、自主検査を指導

### ◆ 違反食品※

乾燥パパイヤ、冷凍細切パパイヤ、シロップ漬けパパイヤ、ロールキャベツに使用されていたパパイヤの紐

※国内で自主的に検査を実施して判明したものを含む

28

# 米国産安全性未審査の遺伝子組換え小麦

## ◆ 経緯

平成25年5月、米国農務省は、未承認である遺伝子組換え小麦がオレゴン州の小麦農家の一つの圃場で自生していたことを公表。

## ◆ 対応状況

- 判明後、農林水産省は、オレゴン州で生産される食糧用小麦の販売と入札を停止。
- 厚生労働省は、当該遺伝子組換え小麦の検査方法を確立し、モニタリング検査を開始。現在までに検出事例は無い。
- 農林水産省は保管されている米国産小麦の検査を実施。結果すべて陰性。
- 米国農務省の調査結果  
単一農家の単一農場において生じた個別事案であり、商業的な流通にはGM小麦の混入は無い。

## 5. 輸入食品の安全性確保に関する リスクコミュニケーションの主な取組



## 1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、命令検査やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載し、随時更新。また、検疫所相談窓口、登録検査機関、外国公的検査機関などの一覧も掲載。

日本語[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/>

- 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等の各種対策の概要、通知Q&Aなどを掲載。

日本語[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html)

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/food/index.html>



## 2. 意見交換会、説明会等

- 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催。

- パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集。

- 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。

## 3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）



31



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# ご清聴ありがとうございました

※「平成26年度輸入食品監視指導計画（案）」に関する御意見については、平成26年1月22日から2月20日まで募集しております。

32

# 参考資料

## 参考法令

### ■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）
- ❖ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
  - ◆ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
  - ◆ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- ❖ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）（昭和26年厚生省令第52号）
- ❖ と畜場法（昭和28年法律第114号）
- ❖ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）
- ❖ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）
- ❖ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）
- ❖ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
  - ◆ 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
  - ◆ 個別食品の規格基準
  - ◆ 添加物の成分規格・保存・製造・使用基準
  - ◆ 器具・容器包装・おもちゃ・洗浄剤の製造・使用基準

## ■ 食品安全基本法

### ❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

### ❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

35

## ■ 食品衛生法（国、都道府県等、食品等事業者の責務）

### ❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

- ① 国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

### ❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

36

## ■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

### ❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
  - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
  - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。